平成２１年（フ）第３９７号
三重県四日市市大字塩浜569番地の１
破産者　株式会社イーグル
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第９５６４号
大阪府池田市新町１番５号
破産者　株式会社中邨組
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１１７号
大阪府東大阪市御厨中１丁目10番20号
破産者　株式会社ＳＰＩＮＴＹ
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５５号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目１番30号
破産者　株式会社バンノー
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５７号
大阪市中央区博労町１丁目２番１号
破産者　株式会社創研アート
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３９号
大阪市中央区南本町１丁目３番14
破産者　株式会社辻村組
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６２５号
大阪市中央区南船場４丁目６番22号
破産者　株式会社アイム
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６１号
東京都中央区日本橋室町４丁目２番12号　川口屋ビル
破産者　株式会社リキッド・アイ
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８３号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目10番21号
破産者　株式会社笠原建築工房
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７号
大阪市住吉区長居２丁目10番17号
破産者　株式会社光葉
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０号
大阪市中央区農人橋２丁目１番31号
破産者　有限会社近畿三和商事
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第２２８７号
大阪府松原市阿保１―10―19、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南本町３丁目１番12号
破産者　日本柔整鍼灸マッサージ師協同組合
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市田中町５番10号
破産者　白石広告株式会社
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０００号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目141番地の１
破産者　ラッキーコンピュータシステム有限会社
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４０号
兵庫県西宮市薬師町３番48―401号
破産者　有限会社アイ・ディ・エス
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３７６号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番54号
破産者　有限会社インデュアホーム北九州
１　決定年月日　平成22年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の５グリーンハイム小形３―203
破産者　高橋　正明
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
東京都多摩市諏訪１丁目53番地の５グリーンハイム小形３―203
破産者　高橋さおり
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第３８３号
相模原市南区古淵３丁目６番８号
破産者　有限会社マスダ商店
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２１２号
石川県能美市佐野町ロ16番地
破産者　株式会社九谷ヤマナカ
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９７号
石川県金沢市西泉４丁目11番地
破産者　有限会社海礁
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１１２号
長野県松本市中央１丁目19番15号
破産者　株式会社遠兵
１　決定年月日　平成22年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部